

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	6	2	6	1	-(1)					設計業務	開発行為の許可不要の手続きについての質問 ・ 前回の御質問で、「開発許可の除外」という御回答をいただきました。最終確認を都市計画課様へ行う事ではありますが、業務スケジュールに祖語が生じないように詳細に御確認させていただきたく御質問させていただきます。許可が不要との考えで開発の計画における予備協議申請を行い協議先の指導通知書を発行していただくことになるという理解でよろしかったでしょうか。	現在の協議状況としては、令和7年2月27日に公表した「入札説明書等に関する第1回質問への回答No.1」のとおりとなりますので、新総合体育館については、開発許可の適用除外であることから、予備協議申請及び指導通知書についても行う必要はありません。
2	6	2	6	1	-(1)					設計業務	盛土規制法に係る質問 ・ 令和7年4月1日より、盛土規制法の規制が小樽市においても開始する予定とお聞きしておりますが、本事業地においても開始した場合は、小樽市の許可ではなく北海道知事の許可または届出が必要となることの理解でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は、令和7年4月1日以降、関係機関と協議の上、対応ください。

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			7	1	6							順守すべき法制度等	事業予定地の西側於古発川に接する傾斜地は、がけ(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす高さ2メートルを超える土地)に該当すると思われます。がけの高さを算定するため、がけ下の於古発川の川底の高さをご教示ください。	於古発川の河床高を記載した河川台帳図を資料14として追加します。
2	○			39	2	2	1	(2)	ケ		a c		プール室 観覧スペース	aに「100席程度の観覧スペースを設置」、cに「ベンチ等を設置」とされていますが、「100席程度」はすべて固定席と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		資料3											小樽公園周辺地質調査資料	事業予定地に近接する地点(小樽市立山の手小学校及び、小樽市総合体育館、他)での地質調査結果を、追加で御提示いただくことはできますでしょうか。	小樽市立山の手小学校の地質調査資料を資料15として、小樽市民会館の地質調査資料を資料16として追加します。なお、小樽市総合体育館を含む他の周辺施設の地質調査資料はありません。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
1	共同企業体協定書の写し	様式2-9						2月27日付けで共同企業体協定書の様式が指定され、構成員の分担額を記載することとされています。この共同企業体協定書は入札参加資格審査の書類のため、5月上旬に提出することになりますが、その時点では入札価格が決まっていないため構成員の持ち分を金額で表示することができません。 構成員の持ち分については、比率で示す形で表示してよろしいでしょうか。	比率で示す形で問題ありません。様式2-9を修正します。

令和7年4月1日公表

要求水準書、添付資料に関する第1回質問に関する追加回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	公表済みの回答(令和7年2月27日)	追加回答
5	○			12	2	1	1	(1)			b		全体配置	事業予定地北側、市道初音橋線から既存体育館西側につながる敷地内車道があります。この車道を廃止してよろしいでしょうか。または、既存体育館運用時まで機能を維持し、解体工事開始時期以降、廃止が可能か御教示ください。	車道の廃止の可否、時期を含めて、現在担当課と協議中です。協議が整い次第、速やかに公表します。	車道部分については、廃止しても差し支えありません。なお、廃止する場合は事前に市と協議してください。 また、車道の横にある歩行者用の通路については、形状は変更しても差し支えありませんが、通り抜けができるようにしてください。

入札説明書等に対する第1回個別対話の結果(公表可能なものに限る)に関する追加回答

令和7年4月1日公表

No	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	公表済みの回答(令和7年2月27日)	追加回答
2	事業予定地北側の敷地内車道について	要求水準書	P12	全体配置	事業予定地北側、市道初音橋線から既存体育館西側につながる敷地内車道があります。この車道を廃止してよろしいでしょうか。または、既存体育館運用時まで機能を維持し、解体工事開始時期以降、廃止が可能か御教示ください。	車道の廃止の可否、時期を含めて、現在担当課と協議中です。協議が整い次第、速やかに公表します。	車道部分については、廃止しても差し支えありません。なお、廃止する場合は事前に市と協議してください。 また、車道の横にある歩行者用の通路については、形状は変更しても差し支えありませんが、通り抜けができるようにしてください。
3	事業予定地の敷地面積について				事業予定地の敷地面積を算定した資料があれば提供いただけないでしょうか。	敷地面積の算定根拠資料については、確認次第、速やかに公表します。	閲覧資料8として敷地面積算定根拠(CADデータ)を追加します。